

## 等級及び職制上の段階ごとの職員数 (平成30年4月1日現在)

地方公務員法第58条の3により塩谷町職員の等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表いたします。

### 1. 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	(1) 主事補又は技師補の職務	31	26.1	主事	18	47	39.5	係員級
	(2) 主事又は技師の職務			保育士	2			
				保健師	3			
				主事補	7			
				技師補	1			
				計	31			
2級	(1) 知識、経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	16	13.4	主事	11	16		
				保育士	3			
				保健師	1			
				管理栄養士	1			
				計	16			
3級	(1) 係長又は主査の職務	28	23.5	係長	5	28	23.5	係長級
	(2) 副主幹の職務			主査	20			
				保育士	1			
				保健師	1			
				主任介護支援 専門員	1			
				計	28			
4級	(1) 課長補佐、所長の職務	28	23.5	課長補佐	14	28	23.5	課長補佐級
	(2) 高度の知識、経験を必要とする業務を行う副主幹、係長又は主査の職務			所長	1			
				副主幹	10			
				主任保育士	2			
				主任保健師	1			
				計	28			
5級	(1) 会計管理者	3	2.5	主幹	2	16	13.4	課長級
	(2) 課長、事務局長の職務			所長	1			
	(3) 主幹の業務			計	3			
	(4) 特に高度の知識、経験を必要とする業務を行う課長補佐、所長の職務							
6級	(1) 困難な業務を行う会計管理者	13	10.9	会計管理者	1	13		
	(2) 困難な業務を行う課長、事務局長の職務			課長	10			
				事務局長	1			
				室長	1			
				計	13			
合計		119	100					

2. 技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	(1) 労務職員(乙)の職務 (2) 労務職員(甲)の職務 (3) 技能職員の職務	0	0	計	0	9	100	技能労務職員級
2級	(1) 経験を必要とする労務職員(甲)(乙) (2) 技能経験を有する技能職員の職務	2	22.2	運転手 計	2 2			
3級	(1) 相当の経験を必要とする労務職員(甲)(乙) (2) 相当の技能若しくは経験を必要とする技能職員の職務	1	11.1	用務員 計	1 1			
4級	(1) 主任技能職員の職務	6	66.7	主任運転手 運転手 用務員兼運転手 用務員 調理員 計	1 1 1 2 1 6			
合計		9	100					